第30回

定時株主総会招集ご通知

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、インターネットによる事前の議決権行使のご活用をお願い申しあげます。

株主懇親会及びご出席の株主様へのお土産の配布は取り止めとさせていただきます。

日 時　2020年6月24日（水曜日）午前10時
（受付開始予定時刻 午前９時）

場 所　東京都豊島区西池袋一丁目６番１号
ホテルメトロポリタン
４階 桜の間
（ご来場の際は最終頁の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

今後の感染拡大の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページにて随時お知らせいたします。
当社ホームページ（https://www.sra-hd.co.jp/）

株式会社SRAホールディングス
証券コード：3817

目　次

第30回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	5
（提供書面）	
事業報告	17
連結計算書類	33
監査報告書	35

議決権の行使等について

議決権は、株主の皆様の大切な権利です。「株主総会参考書類」（５頁から16頁まで）をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権の行使には次の３つの方法がございます。

インターネット



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、議決権行使サイトにアクセスし、賛否をご入力ください。

行使期限

2020年６月23日（火曜日）
午後５時30分まで

郵　送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2020年６月23日（火曜日）
午後５時30分
到着分まで

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2020年６月24日（水曜日）
午前10時
（受付開始予定時刻：午前９時）

【株主総会に出席される場合の注意点】

(1) ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用とアルコール消毒液の使用について、ご協力をお願いいたします。
(2) 激しい咳などの体調不良と見受けられる方については、入場をお断りさせていただく場合がございます。
(3) コロナウイルス感染拡大防止のため、会場内の座席の間隔を空ける措置をとらせていただきますので、例年よりも大幅に座席数が減少します。そのため、満席となった場合、入場をお断りする可能性がございますので、あらかじめご了承願います。

【インターネットの議決権行使にご協力ください】

(1) 議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスの上、議決権行使書用紙右片に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。（但し、毎日午前２時から午前５時までは取扱いを休止します。）
(2) 株主様以外の方による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、初めてアクセスされる際に、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。なお、この「ログインID」及び「仮パスワード」は、本株主総会に関してのみ有効です。
(3) スマートフォンをご利用の方は、議決権行使書用紙に記載されている「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
※セキュリティの観点からQRコードでのログインは１回のみとなります。

２回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

(4) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は株主様のご負担となります。

(5) パソコン、スマートフォン又は携帯電話によるインターネット利用環境や、ご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイト又はQRコードによるログインがご利用できない場合があります。詳細は、以下のヘルプデスクにお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電　　話　0120-173-027（通話料無料）
受付時間　午前9時から午後9時まで

【議決権行使が重複してなされた場合のお取扱い】

議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
また、インターネットにより議決権行使を複数回された場合には、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

【議決権プラットフォームをご利用いただけます】

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主様は、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

スマート招集をご利用いただけます

スマート招集

当社は、株主様と更なるコミュニケーションの深化を図るため、スマートフォンなどで招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使ができる「スマート招集」を導入しております。
下記のURL又はQRコードよりアクセスいただきご参照ください。

スマートフォン・タブレット・パソコンからも招集通知がご覧いただけます。

https://p.sokai.jp/3817/

証券コード 3817
2020年６月８日

株　主　各　位

東京都豊島区南池袋二丁目32番８号
株式会社SRAホールディングス
代表取締役社長　鹿　島　　亨

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、未だに外出の自粛が強く求められております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染拡大防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくこととといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては書面、又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、１頁から２頁の「議決権の行使等について」をご参照いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否を表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2020年６月23日（火曜日）午後５時30分までに議決権を行使していただきますよう重ねてお願い申しあげます。

敬具

記

１．日　　時　2020年６月24日（水曜日）午前10時（受付開始予定時刻　午前９時）

２．場　　所　東京都豊島区西池袋一丁目６番１号
ホテルメトロポリタン　４階　桜の間

感染拡大防止のため、会場内の座席の間隔を空ける都合上、昨年よりも座席数が大幅に減少いたします。そのため、満席となった場合は入場をお断りする可能性がございますので、あらかじめご了承願います。
ご来場の際は、最終頁の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

３．会議の目的事項

報告事項

１．第30期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第30期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役５名選任の件

第２号議案　監査役１名選任の件

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

第４号議案　中期経営計画連動型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

第５号議案　職務執行の対価として取締役に割り当てる新株予約権の内容・算定方法決定の件

以　上

（株主の皆様へのお願い）

・議決権行使書による議決権行使は、ご郵送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで事前に議決権を行使していただく際は、できる限りインターネットにより議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議事の詳細な説明は省略させていただきます。

来場される株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申しあげます。

・本総会におけるその他の注意事項につきましては、同封の「第30回定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について」に記載しておりますので、併せてご一読願います。

・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を更新する場合がございます。

インターネット上の当社ホームページ（https://www.sra-hd.co.jp/）より、発信情報をご確認くださいますよう併せてお願い申しあげます。

・株主懇親会及びご出席の株主様へのお土産の配布は取り止めといたします。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

・株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（https://www.sra-hd.co.jp/）に掲載させていただきます。

・次の事項につきましては、法令並びに当社定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ（https://www.sra-hd.co.jp/）に掲載しております。従いまして、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

①事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」　②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」　③計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

株主総会参考書類

第１号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選任につきましては、独立社外取締役が委員長を務め、かつその構成員の過半数を独立社外取締役が占める任意の「指名・報酬委員会」の審議を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	鹿島（かしま）　亨（とおる） （1952年７月28日）	1984年４月　株式会社ＳＲＡ入社 1990年７月　SRA AMERICA, INC. 代表取締役社長 1996年６月　株式会社ＳＲＡ取締役 2003年４月　同社代表取締役社長 2006年４月　同社執行役員社長 2006年６月　当社代表取締役社長（現任） 2016年６月　株式会社ＳＲＡ代表取締役会長（現任）	84,900株
2	石曾根（いしそね）　信（まこと） （1963年２月３日）	1985年４月　株式会社ＳＲＡ入社 2006年10月　同社ニュービジネス創造事業部長 2007年４月　同社執行役員（現任） 同社最高技術責任者（ＣＴＯ）（現任） 2009年４月　株式会社ＳＲＡ先端技術研究所（現株式会社ＳＲＡ　ＤＸ技術本部先端技術研究所）　代表取締役社長 2010年６月　株式会社ＳＲＡ取締役 2014年４月　同社情報化戦略担当役員（ＣＩＯ）（現任） 2016年６月　当社取締役（現任） 株式会社ＳＲＡ代表取締役社長（現任） 2019年６月　当社常務執行役員（現任）	21,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	大熊 克美（おおくま かつみ） （1963年４月11日）	1987年４月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2001年２月　株式会社ＡＩＴ営業部長 2006年４月　同社取締役専務執行役員 2007年４月　日本アイ・ビー・エム株式会社BTO事業営業部長 2008年４月　株式会社ＡＩＴ取締役副社長 2009年４月　同社代表取締役社長（現任） 2014年６月　当社取締役（現任） 2016年６月　株式会社ＳＲＡ取締役（現任） 2019年６月　当社常務執行役員（現任）	5,300株
4	［社外取締役候補者］ 成川 匡文（なりかわ まさふみ） （1952年９月６日）	1976年４月　東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社）入社 2002年４月　同社建設部土木建築技術センター所長 2008年７月　東電環境エンジニアリング株式会社（現東京パワーテクノロジー株式会社）営業副本部長 2009年６月　同社取締役営業本部長 2011年９月　同社常務取締役 2015年６月　当社社外取締役（現任）	1,400株
5	［社外取締役候補者］ 大橋 弘隆（おおはし ひろたか） （1952年１月24日）	1974年４月　三井造船株式会社（現株式会社三井Ｅ＆Ｓホールディングス）入社 1998年３月　同社企画プロジェクト部長 2004年７月　同社先進機械システム統括部長 2005年４月　同社クリーンメカトロ事業室長 2008年４月　同社機械・システム事業本部本部長補佐 2009年４月　同社事業開発本部事業企画部長 2010年10月　長岡技術科学大学客員教授 2011年６月　三井造船株式会社（現株式会社三井Ｅ＆Ｓホールディングス）理事 同社事業開発本部副本部長 2013年11月　同社理事海洋事業推進部長 2018年６月　三井Ｅ＆Ｓシステム技研株式会社シニアアドバイザー（現任） 2019年６月　当社社外取締役（現任）	－株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2020年３月31日）現在の株式数を記載しております。
３．社外取締役を除く各候補者の選任理由は次のとおりであります。
(1)鹿島亨氏は、代表取締役社長として、経営判断、経営執行、経営監督において十分な役割を果たしており、当社の企業価値・株主価値向上の実現及び当社の持続的な成長のため、引き続き取締役の任にあたることが最適であると判断し、取締役候補者としました。
(2)石曾根信氏は、ＩＴに関する専門的な知識と当社グループの研究開発部門での豊富な経験と見識に加え、当社子会社代表取締役社長としての実績を活かし、取締役として当社の持続的な成長に貢献いただけるものと判断し、引き続き取締役候補者としました。
(3)大熊克美氏は、情報通信業における豊富な経営経験及び見識に加え、当社子会社代表取締役社長としての実績を活かし、取締役として当社の持続的な成長に貢献いただけるものと判断し、引き続き取締役候補者としました。
４．各社外取締役候補者の選任理由は次のとおりであります。
(1)成川匡文氏は、新規事業の開拓における幅広い見識と、豊富な経営経験を有しており、客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただいていることから、引き続き社外取締役候補者としました。
(2)大橋弘隆氏は、全社企画戦略及び新規事業開発部門において長年業務執行に携わり、また培ったメカトロニクス分野の技能を活かし大学の客員教授を務められる等豊富な経験と専門知識を有しており、客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただいていることから、引き続き社外取締役候補者としました。
５．成川匡文氏及び大橋弘隆氏は、現在当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって成川匡文氏が５年、大橋弘隆氏が１年となります。
６．成川匡文氏及び大橋弘隆氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
７．成川匡文氏及び大橋弘隆氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けたこともありません。
８．成川匡文氏及び大橋弘隆氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族、その他これに準ずるものではありません。

9．当社は、以下の選任基準に基づき、知識、経験、能力等を勘案し、取締役候補者の提案を行っております。
取締役候補者選任基準
(1)社内、社外取締役共通
① 経営判断、経営執行、経営監督の各能力に優れていること
② 遵法精神に富んでいること
(2)社外取締役に特有
① 当社が定める社外役員の独立性に関する基準に抵触しないこと
② 出身分野における豊富な経験及び見識を有すること

10. 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。これにより社外取締役候補者である成川匡文氏及び大橋弘隆氏については、現在当社との間で責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

11. 当社は、社外取締役候補者成川匡文氏及び大橋弘隆氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き独立役員とする予定であります。なお、当社は、独立社外取締役の選任に当たっては、一般社団法人日本取締役協会が公開した独立役員の選任基準をもとに、選任基準を定めております。その中で特に重要な基準である「ＳＲＡグループの主要な取引先企業の取締役・監査役・執行役員又は使用人でないこと」については、「主要な取引先企業」を、直近事業年度及びその前の３事業年度（つまり直近事業年度を含む過去４事業年度）におけるＳＲＡグループとの取引の支払額または受取額が、連結売上高の２％以上を占めている企業としております。

12. 当社の社外取締役、独立社外取締役の選任基準については、コーポレート・ガバナンスに関する報告書に掲載しております。

13. 当社は取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。同委員会は、独立社外取締役２名と代表取締役の計３名で構成し、社外取締役候補者である成川匡文氏が委員長を務めております。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役新延正憲氏は、本総会の終結の時をもって辞任いたしますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。

なお、監査役候補者の選任につきましては、独立社外取締役が委員長を務め、かつその構成員の過半数を独立社外取締役が占める任意の「指名・報酬委員会」の審議を経ております。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
［社外監査役候補者］ 山際貞史（やまぎわさだふみ） （1959年３月５日）	1982年10月　日本国有鉄道（現東日本旅客鉄道株式会社）入社 2000年10月　同社東京支社総務部担当部長 2001年４月　同社大宮支社営業部長 2012年６月　同社厚生部長 2014年６月　株式会社錦糸町ステーションビル代表取締役社長 2018年６月　ジェイアール東日本フードビジネス株式会社（現株式会社ＪＲ東日本フーズ）代表取締役社長 2020年４月　株式会社ＪＲ東日本フーズ代表取締役副社長（現任）	－株

（注）１．候補者は新任の社外監査役候補者であります。
２．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．山際貞史氏を社外監査役の候補者とした理由は、会社の経営に直接関与し幅広い見識と豊富な経験を有しており、これを当社の監査体制の維持・強化に活かしていただけると判断したためであります。
４．山際貞史氏は、当社の特定関係事業者の業務執行又は役員ではなく、また過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行又は役員であったこともありません。
５．山際貞史氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けたこともありません。
６．山際貞史氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他のこれに準ずるものではありません。
７．山際貞史氏が監査役に選任された場合、当社は、同氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外監査役は、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときには、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

８．当社は、監査役候補者の提案は、以下の選任基準に基づき、知識、経験、能力等を勘案し行っております。
監査役候補選任基準
(1)社内・社外監査役共通
(ｱ)経営監督の能力に優れていること
(ｲ)遵法精神に富んでいること
(2)社外監査役に特有
(ｱ)当社が定める社外役員の独立性に関する基準に抵触しないこと
(ｲ)出身分野における豊富な経験及び見識を有すること
９．本議案を原案どおりご承認いただけた場合、当社は山際貞史氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。なお、当社は、独立社外監査役の選任に当たっては、独立社外取締役選任基準と同様の選任基準を定めております。
10．当社は、社外監査役、独立社外監査役の選任基準については、コーポレート・ガバナンスに関する報告書に掲載しております。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役候補者の選任につきましては、独立社外取締役が委員長を務め、かつその構成員の過半数を独立社外取締役が占める任意の「指名・報酬委員会」の審議を経ております。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
吉村　茂（よしむら　しげる） （1954年７月５日）	1977年４月　三菱信託銀行株式会社（現三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）入社 2006年２月　同社名古屋支店長 2007年10月　株式会社ディーエム情報システム（現日本アイ・ビー・エム・ビズインテック株式会社）執行役員ＳＳ港南事業本部長 2008年11月　当社管理本部財務部長 株式会社ＳＲＡコーポレート本部財務部長 2010年４月　当社監査室長（現任）	500株

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2020年３月31日）現在の株式数を記載しています。

３．候補者は、監査役就任の際には、事前に当社及び株式会社ＳＲＡを退職いたします。

４．吉村茂氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

第４号議案　中期経営計画連動型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

当社グループは、第30期（2020年３月期）から第32期（2022年３月期）を対象年度とする中期経営計画の達成に対する意欲や士気を高め、中長期的な企業価値の増大に資することを目的に、当社の取締役（社外取締役を除く。）、従業員及び子会社の取締役、執行役員及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行したいと存じます。この新株予約権は、同計画の最終年度である第32期(2022年３月期)の連結経常利益目標値57億円以上又は親会社株主に帰属する当期純利益目標値34億円以上を達成することを行使条件といたします。

なお、本議案承認の決議の効力は、後記の「第５号議案　職務執行の対価として取締役に割り当てる新株予約権の内容・算定方法決定の件」が本株主総会で承認された場合に発生します。

１．本総会の委任決議に基づいて取締役会が募集事項を決定できる新株予約権の内容、数の上限、対価及び名称

(1) 新株予約権の内容

①　新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権１個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は200株とする。なお、当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割・併合の比率

また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は付与株式数の調整を行うことができるものとする。

② 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権１個の行使に際して払い込むべき金額は、次により決定される１株当たりの行使価額（以下、「行使価額」という。）に新株予約権１個の付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は行使価額を適切に調整することができるものとする。

③ 新株予約権の行使期間

2022年７月１日から2024年６月30日までとする。

④　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

[1]新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

[2]本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記[1]記載の資本金等増加限度額から上記[1]に従って算出された増加する資本金の額を減じた金額とする。

⑤　新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥　新株予約権の取得条項

会社法第236条第１項第８号イないしホに定める行為をする場合、当社は本新株予約権全部を無償にて取得することができる。

⑦　組織再編時の新株予約権交付に関する事項

当社が会社法第236条第１項第８号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下、「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。ただし、合併、吸収分割及び株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約及び株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。

なお、交付される存続会社等の新株予約権の付与株式数及び行使価額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

⑧　新株予約権の行使の条件

[1]新株予約権は、当社第32期（2022年３月期）又はそれ以前の決算期における確定した連結損益計算書において、経常利益が57億円以上又は親会社株主に帰属する当期純利益が34億円以上（以下、「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合は、取締役会の決議により行使基準目標値を±30％の範囲内において変更することができる。

[2]新株予約権の行使時において、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役、執行役員又は従業員でない者は、新株予約権を行使できない。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

[3]新株予約権の相続は認めない。

[4]取締役会は、その他必要な条件を付すことができる。ただし、取締役会が付す条件は当社と新株予約権の割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に規定された場合に限り、効力を持つものとする。

(2) 新株予約権の数の上限

新株予約権の数は1,000個を上限とする。

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式200,000株を上限とし、上記(1) により当該新株予約権にかかる株式数が調整された場合は、当該新株予約権にかかる調整後の株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

(3) 新株予約権の対価

金銭の払込みを要しない。

(4) 新株予約権の名称

株式会社ＳＲＡホールディングス第18回新株予約権

２．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

意欲や士気を高める目的から、新株予約権の対価は無償とする必要があります。

第５号議案　職務執行の対価として取締役に割り当てる新株予約権の内容・算定方法決定の件

当社の取締役は、「第１号議案　取締役５名選任の件」を原案どおりご承認いただきますと５名（うち社外取締役２名）となります。取締役(社外取締役を除く。）に対して、職務執行の対価として新株予約権を割り当てる場合の、その内容及び算出方法についてご承認をお願いするものであります。

新株予約権の内容は、前記の「第４号議案　中期経営計画連動型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件」でご承認いただいたものとし、その算定方法は、2005年12月27日に企業会計基準委員会から公表された企業会計基準第８号「ストック・オプション等に関する会計基準」、その他新株予約権の評価に関する会計規則等に定められた方法とします。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度（2019年４月１日から2020年３月31日まで）におけるわが国経済は、輸出が弱含み、企業収益も製造業を中心に弱含みが見られるなか、設備投資が緩やかな増加傾向となり、景気は概ね緩やかな回復基調にありました。しかし、３月に入り、新型コロナウイルス感染症の影響により、景気は足下で大幅に下押しされ、厳しい状況となりました。このような事業環境のもと、当社グループは、以下の重点施策に取り組みました。

当社グループにおきましては、当連結会計年度を中期経営計画（2020年３月期～2022年３月期）の成長戦略（ビジネスモデルの変革、グローバルビジネスの拡大、デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）への対応）を推進するための「基盤づくりの年」と位置付け、様々な施策に取り組みました。

・開発事業におきましては、顧客企業との協業による「価値」提供ビジネスを開始しました。
・運用・構築事業及び販売事業におきましては、高付加価値モデルへのシフトが進み、それが実績として表われるようになりました。
・また、アジア地域におけるＤＸ関連急成長企業との協業に向けた検討も具体化してまいりました。
・さらに、ＤＸを支えるＡＩ、クラウド、ビッグデータ／アナリティクス、セキュリティ、さらにその総合技術であるＩｏＴなどの先進技術と、当社グループが長年培ってきた基礎技術を組み合わせ、複数の業界においてＤＸ関連ビジネスをスタートさせることができました。

なお、国内及び海外における新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている施策については、その動向を注視しつつ新たな変化と捉えて慎重に実行計画の見直しを行なっております。

以上の結果、当連結会計年度の連結業績は次のとおりとなりました。

売上高につきましては、開発事業がほぼ横ばいとなったものの、運用・構築事業及び販売事業が増加した結果、43,642百万円（前連結会計年度比7.0%増）となりました。

損益面におきましては、売上総利益が増益となり、販売管理費の効率化にも努めた結果、営業利益が4,948百万円（前連結会計年度比21.3%増）となり、経常利益も4,951百万円（前連結会計年度比10.8%増）となりましたが、特別損失（投資有価証券評価損及び減損損失等）の計上等により、親会社株主に帰属する当期純損失612百万円（前連結会計年度は2,023百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

◎当連結会計年度の事業別の営業の状況は以下のとおりです。

事業区分別売上状況

（単位：百万円、%）

事業区分	第29期（2019年３月期）		第30期（2020年３月期）	
	金額	構成比	金額	構成比
開発事業	22,106	54.2	22,104	50.7
運用・構築事業	4,988	12.2	5,292	12.1
販売事業	13,698	33.6	16,245	37.2
合計	40,793	100.0	43,642	100.0

●開発事業

開発事業は、大学関連及びサービス他が増加したものの、製造業向けが減少した結果、当事業の売上高は22,104百万円（前連結会計年度比0.0%減）となりました。

●運用・構築事業

運用・構築事業は、企業向け及び大学関連がいずれも増加した結果、当事業の売上高は5,292百万円(前連結会計年度比6.1%増)となりました。

●販売事業

販売事業は、株式会社ＡＩＴの機器販売が大きく増加し、株式会社ＳＲＡ及び海外子会社の機器販売も増加した結果、当事業の売上高は16,245百万円（前連結会計年度比18.6%増）となりました。

② 資金調達の状況

当社グループはキャッシュ・マネジメント・システムにより、グループ内資金を一元的に管理しております。

また、株式会社ＳＲＡにおいては、資金調達の機動性及び安定性を確保し、より一層の財務基盤の強化を図るため取引金融機関６社との間で総額58億円のコミットメントライン契約を締結しております。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第27期 （自2016. 4. 1 至2017. 3. 31）	第28期 （自2017. 4. 1 至2018. 3. 31）	第29期 （自2018. 4. 1 至2019. 3. 31）	第30期 （自2019. 4. 1 至2020. 3. 31）
売　上　高(百万円)	39,142	39,410	40,793	43,642
経　常　利　益(百万円)	4,211	4,762	4,469	4,951
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）(百万円)	2,646	2,060	2,023	△612
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)(円)	218.00	168.07	164.14	△49.68
総　資　産(百万円)	34,781	37,756	36,852	34,934
純　資　産(百万円)	19,674	21,438	21,375	20,052

（注）１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式数によって算出しております。

(3) 対処すべき課題

次期のわが国の経済は、通商問題の世界経済に与える影響や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、国内外の景気は急速に悪化しており、製造業をはじめ各業界は極めて厳しい状況にあります。企業収益も感染症の影響により急速に減少しており、先行きについては、不透明な状況が続くと予想されます。

このような状況のもと、当社グループは、企業価値並びに株主価値の向上を目指し、既存事業の基盤確立を図ると共に新規事業推進の核となる「デジタルトランスフォーメーション（以下「ＤＸ」）」も強力に推進し、持続的な成長、収益性の向上、株主還元のさらなる充実を図り、中期経営計画の達成に向け、以下の取り組みを行っております。

①成長戦略

［1］ビジネスモデルの変革

人月モデルから脱却し、「労働力」の提供から「価値」の提供への移行に取り組み、高付加価値・高収益モデルへのシフトを目指し、収益性の向上を図る。

［2］グローバルビジネスの拡大

１）成長性の高い東南アジアを中心とした海外市場への展開
グループシナジーによる、東南アジア向けビジネスの創出

２）ＤＸ関連技術、
特化したノウハウを持つ企業への投資、M&Ａを実施

３）「自社ＩＰ製品ビジネス×海外ビジネス」の推進

［3］ＤＸへの対応

グループが保有している３つの強みを生かして、ＤＸが扱う様々なデータに付加価値と新たなニーズを生み出し、ＤＸのコア技術としてデータ関連サービスを提供する新事業を創出する。

ＤＸにおけるＳＲＡグループの強み

１）End-to-Endの統合力

２）総合サポート力

３）海外展開力

②中期経営計画での取り組み
［1］人材育成と活気ある組織づくり
［2］ＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）への取り組み

③株主還元のさらなる充実
［1］配当性向50％を目途に安定的な高配当を目指す
［2］ＲＯＥの安定的かつ継続的に10％以上の確保

④新型コロナウイルス感染症対策
　厚生労働省が公表した「新しい生活様式」に対応した働き方の新しいスタイル（テレワーク、会議のオンライン化等）に向けＩＴ技術の活用に取り組んでおります。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ＳＲＡ	2,640百万円	100.0%	システムの開発、運用・構築、機器販売等
株式会社ＡＩＴ	400百万円	(100.0%)	システム機器販売等

（注）１．出資比率の（ ）は、子会社である株式会社ＳＲＡの出資比率であります。

２．当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社ＳＲＡ
特定完全子会社の住所	東京都豊島区南池袋二丁目32番8号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	8,262百万円
当社の総資産額	8,926百万円

(5) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

事業区分	事業内容
開発事業	○メインフレーム系大規模システムでの要求定義から開発・保守にいたる一貫したシステム開発 ○オープン系システムのシステム企画、開発、導入までのシステムインテグレーション ○ツールやプロダクトを活かしビジネスツールとして提供するソリューションビジネス ○オープンソースソフトウェアによるシステムの技術サポートを行うオープンソースビジネス
運用・構築事業	○コンピュータシステム及びネットワークシステムの運用管理 ○データ管理、設備管理を含むオペレーション全般 ○ネットワークシステムの構築 ○アウトソーシングサービス
販売事業	○ライセンスを含めたパッケージソフトの販売 ○インテグレーションサービスにおけるサーバーを中心とするシステム機器の販売 ○ＩＴ導入に関するコンサルティング・サービス

(6) 主要な事業所（2020年３月31日現在）

①　当社の主要な事業所

当　　社	本　　社	東京都豊島区南池袋二丁目32番８号

②　子会社の主要な事業所

株式会社ＳＲＡ	本　　社	東京都豊島区
	事業所	永代橋事業所（東京都江東区）
		中部事業所（愛知県名古屋市）
		関西事業所（大阪府大阪市）
株式会社ＡＩＴ	本　　社	東京都江東区

(7) 使用人の状況（2020年３月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
開発事業	851名	23名減
運用・構築事業	275名	６名減
販売事業	276名	21名減
全社（共通）	14名	８名増
合計	1,416名	42名減

（注）１．使用人数は就業人員で表示しております。
２．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない当社の管理部門に所属しているものであります。

②　当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
14名	８名増	56.7歳	2.8年

（注）１．使用人数は就業人員で表示しております。
２．平均勤続年数は、当社へ出向してからの年数を記載しております。

(8) 主要な借入先（2020年３月31日現在）

特記すべき事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

損害賠償請求の訴訟提起について

株式会社ＳＲＡ（以下「ＳＲＡ」という。）は、三幸エステート株式会社（以下、「三幸エステート」という。）に対して、2015年８月25日、損害賠償請求の訴訟を提起しております。これに対して、2015年10月６日、三幸エステートはＳＲＡを相手取って、東京地方裁判所に訴訟を提起しております。また、現在係争中であります。

2．当社の現況

(1) 株式の状況（2020年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　60,960,000株

② 発行済株式の総数　15,240,000株

③ 株主数　5,505名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社ＳＲＡ	1,190	8.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,025	7.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	908	6.7
第一生命保険株式会社	564	4.2
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	560	4.1
藤原園美	450	3.3
丸森京子	435	3.2
ＳＲＡホールディングス社員持株会	405	3.0
ＧＯＶＥＲＮＭＥＮＴ　ＯＦ　ＮＯＲＷＡＹ	232	1.7
ＪＰ　ＭＯＲＧＡＮ　ＣＨＡＳＥ　ＢＡＮＫ　３８０６８４	217	1.6

（注）持株比率は、自己株式（1,713千株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

「新株予約権等の状況」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ(https://www.sra-hd.co.jp/) に掲載しております。

本招集ご通知においては、参考として概要を掲載しております。

(ご参考)

○当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行決議日)	付与対象者	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
第17回新株予約権 (2019年８月８日)	取締役（社外取締役を除く）	115個	23,000株	３名

(注) 社外取締役及び監査役には、新株予約権を付与しておりません。

○当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称 (発行決議日)	付与対象者	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
第17回新株予約権 (2019年８月８日)	当社使用人	107個	21,400株	６名
	子会社の役員及び使用人	548個	109,600株	44名

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鹿島 亨	株式会社ＳＲＡ代表取締役会長
取締役 常務執行役員	石曾根 信	株式会社ＳＲＡ代表取締役社長
取締役 常務執行役員	大熊克美	株式会社ＡＩＴ代表取締役社長
取締役 （社外取締役）	成川匡文	
取締役 （社外取締役）	大橋弘隆	
常勤監査役 （社外監査役）	新延正憲	
監査役 （社外監査役）	吉田 昇	
監査役 （社外監査役）	北村克己	弁護士 株式会社ネクスグループ社外取締役 明治機械株式会社社外取締役（監査等委員）

（注）１．常勤監査役の新延正憲氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
同氏は、日本国有鉄道及び東日本旅客鉄道株式会社において、財務・経理部門を含む管理部門の統括的な役職を歴任しております。また、独立行政法人国立病院機構において理事を務め、客観的立場から当社の経営を監査するために必要な、豊富な経験と企業経営の幅広い見識を有すると評価しております。

２．当社は取締役の成川匡文氏及び大橋弘隆氏、監査役の新延正憲氏、吉田昇氏及び北村克己氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

３．当社は執行役員制度を導入しております。2020年３月31日現在の執行役員は、次のとおりであります（取締役兼務者を除く）。

地位	氏名	担当
常務執行役員	平田淳史	管理本部長
執行役員	小林俊昭	財務経理統括責任者 管理本部財務・経理部長

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
堀　井　哲　夫	2019年６月21日	任期満了	社外取締役 弁理士 堀井特許事務所所長

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	報　酬　等　の　額
取締役 （うち社外取締役）	６名 （３名）	50百万円 （10百万円）
監査役 （うち社外監査役）	３名 （３名）	30百万円 （30百万円）
合計 （うち社外役員）	９名 （６名）	80百万円 （40百万円）

（注）１．上表には、2019年６月21日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名（うち社外取締役１名）を含んでおります。
２．取締役の報酬限度額は、2006年６月29日開催の株主総会において年額420百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と承認いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、2006年６月29日開催の株主総会において年額60百万円以内と承認いただいております。
４．取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権に係る報酬等の額は、2007年６月26日開催の株主総会において、年額420百万円の取締役報酬限度額の内枠として、年額50百万円以内と承認いただいております。
５．報酬等の額には、第17回新株予約権による報酬額１百万円（取締役３名）が含まれております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

⑤ 社外役員に関する事項

［1］他の法人等の重要な兼職の状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

［2］他の法人等の重要な兼職の状況（他の法人等の社外役員である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

独立社外監査役北村克己氏は、株式会社ネクスグループの社外取締役及び明治機械株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

［3］当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（15回開催）		監査役会（10回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役成川匡文	15回	100%	—	—
取締役大橋弘隆	10回	100%	—	—
監査役新延正憲	15回	100%	10回	100%
監査役吉田昇	15回	100%	10回	100%
監査役北村克己	15回	100%	10回	100%

（注）取締役大橋弘隆氏は、2019年６月21日開催の第29回定時株主総会において選任されたため、取締役会出席回数が他の社外取締役と異なります。

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役成川匡文氏は、豊富な経営経験を有しており、取締役会において客観的な立場から意見を述べております。

取締役大橋弘隆氏は、企画戦略及び新規事業開発分野における豊富な経験と専門知識を有しており、取締役会において客観的な立場から意見を述べております。

常勤監査役新延正憲氏は、財務・経理部門を含む管理部門の統括的な役職を歴任した豊富な経験と企業経営の幅広い見識から、取締役会及び監査役会において意見を述べております。

監査役吉田昇氏は、情報通信分野の見識と豊富な経験から、監査役北村克己氏は、弁護士の見地からそれぞれ意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、監査役会においても同様の見地から、主に内部統制について意見を述べております。

・社外役員のその他活動状況

取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しています。同委員会は独立社外取締役２名と代表取締役の計３名で構成しています。

取締役成川匡文氏は同委員会の委員長を務め、当年度においては取締役報酬案について審議を主導し、委員会としての答申案をとりまとめました。

取締役大橋弘隆氏は、同委員会の委員として客観的な立場から適切な助言や意見等を述べ、当社経営の透明性・公平性の確保及び向上に大きな役割を果たしています。

［4］子会社から支払われた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

（注）当社には親会社がありませんので、親会社又はその子会社（当社及び当社の子会社を除く）から支払われた報酬額はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

（注）１．当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、当社及び株式会社ＳＲＡの監査報酬、並びに当社及び株式会社ＡＩＴの会計処理に関する指導・助言業務委託料が含まれております。
２．太陽有限責任監査法人は、株式会社ＳＲＡの会計監査人を兼任しております。
３．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
４．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社及び主要子会社である株式会社ＡＩＴは、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項に規定する業務以外の業務である「会計処理に関する指導・助言業務」を委託しております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社グループの企業価値の増大を目的に、収益力向上と成長性の確保を図るための事業投資に積極的に取り組んでおります。中期経営計画においては、株主還元のさらなる充実を図るため、「配当性向50%を目途に安定的な高配当」及び「株主資本の効率的活用の指標であるＲＯＥを継続的に10%以上確保」を目指しております。

なお、当連結会計年度の配当につきましては、評価性の損失を計上いたしましたが、本業の業績を示す営業利益及び経常利益が業績予想値を上回ったことから、株主還元のさらなる充実を図るため、期末配当金を１株当たり70円とし、年間配当金を普通配当110円といたしました。

また、次期の配当につきましては、１株当たり配当金を110円（普通配当110円：中間配当40円、期末配当70円）と計画しており、この配当を実施した場合の配当性向は43.1%の見込みです。

自己株式の取得につきましても、株主の皆様に対する有効な利益還元のひとつと考えており、株価の動向や財務状況を考慮しながら適切に対応してまいります。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**22,036**	**流動負債**	**10,599**
現金及び預金	5,489	買掛金	3,987
受取手形及び売掛金	7,406	短期借入金	198
有価証券	64	未払費用	895
商品及び製品	1,176	未払法人税等	548
仕掛品	980	未払消費税等	629
短期貸付金	3,160	前受金	3,289
未収入金	3,121	賞与引当金	546
その他	649	役員賞与引当金	23
貸倒引当金	△11	工事損失引当金	330
固定資産	**12,898**	その他	148
有形固定資産	**217**	**固定負債**	**4,282**
建物	124	繰延税金負債	40
機械装置及び運搬具	45	退職給付に係る負債	4,018
その他	46	役員退職慰労引当金	218
無形固定資産	**372**	その他	5
その他	372	**負債合計**	**14,881**
投資その他の資産	**12,308**	**純資産の部**	
投資有価証券	8,530	**株主資本**	**19,363**
長期貸付金	852	資本金	1,000
繰延税金資産	2,171	資本剰余金	4,702
差入保証金	410	利益剰余金	16,063
退職給付に係る資産	50	自己株式	△2,402
その他	320	**その他の包括利益累計額**	**678**
貸倒引当金	△8	その他有価証券評価差額金	715
投資損失引当金	△18	為替換算調整勘定	218
		退職給付に係る調整累計額	△256
		新株予約権	**10**
資産合計	**34,934**	**純資産合計**	**20,052**
		負債及び純資産合計	**34,934**

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		43,642
売上原価		34,053
売上総利益		9,588
販売費及び一般管理費		4,639
営業利益		4,948
営業外収益		
受取利息	201	
受取配当金	92	
その他	54	348
営業外費用		
支払利息	6	
為替差損	176	
証券代行事務手数料	15	
持分法による投資損失	118	
支払手数料	13	
その他	15	344
経常利益		4,951
特別利益		
投資有価証券売却益	35	
投資有価証券評価損戻入益	7	
新株予約権戻入益	25	68
特別損失		
減損損失	1,039	
投資有価証券評価損	3,958	
その他	35	5,033
税金等調整前当期純損失		△13
法人税、住民税及び事業税	970	
法人税等調整額	△370	599
当期純損失		△612
親会社株主に帰属する当期純損失		△612

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月25日

株式会社ＳＲＡホールディングス
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　柏　木　　忠　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田　村　知　弘　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ＳＲＡホールディングスの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＳＲＡホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査根拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類意を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査におけ監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体として連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月25日

株式会社ＳＲＡホールディングス
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　柏　木　　忠　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田　村　知　弘　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＳＲＡホールディングスの2019年４月１日から2020年３月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年５月26日

株式会社ＳＲＡホールディングス監査役会

常勤監査役（社外監査役） 新延正憲 ㊞

社外監査役 吉田昇 ㊞

社外監査役 北村克己 ㊞

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

・株主懇親会及びご出席の株主様へのお土産の配布は取り止めとさせていただきます。

東京都豊島区西池袋一丁目６番１号
ホテルメトロポリタン　４階　桜の間

池袋駅　・ＪＲ　●山手線　●埼京線　・**東京メトロ**　●丸ノ内線　●有楽町線　●副都心線
・**西武池袋線**　・**東武東上線**

1 南　口 （徒歩約２分）	有楽町線の改札前（地下１階、南通路）のエスカレーターで１階へ。 メトロポリタンプラザビルに沿って左へ直進。
2 JR線メトロポリタン口 （徒歩約１分）	JR線改札（２階）を出て直進し、突き当たり右手の階段を降り直進 または改札を出て右手に進み、エスカレーターまたは階段で１階
3 西　口 （徒歩約３分）	東武百貨店の前（地下１階、中央通路）の階段またはエスカレーター で１階へ。斜め左手にみずほ銀行を見てその先を左折。 池袋西口公園を右手に見ながら直進。
4 副都心線2a出口 （徒歩約３分）	2a出口より地上に上がり、「池袋警察署」方面に向かい、「西池袋 一丁目」交差点を左折し直進。



問い合わせ先
株式会社ＳＲＡホールディングス
☎03－5979－2666（代表）

NAVITIME
出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。

2020年６月５日

各　位

会　社　名　株式会社SRAホールディングス
代表者名　代表取締役社長　鹿島　亨
（コード:3817、東証第一部）
問合せ先　常務執行役員 管理本部長　平田　淳史
（TEL　03－5979－2666）

招集通知記載事項の一部修正について

当社、「第30回定時株主総会招集ご通知」記載事項の一部に修正すべき箇所がありましたので、お詫び申しあげますとともに、本ウェブサイトへの掲載をもって下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます。訂正箇所には下線を付して表示しております。

【訂正箇所】
第2号議案　監査役１名選任の件(9ページ)
略歴、地位及び重要な兼職の状況
〈訂正前〉

氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
［社外監査役候補者］ 山際貞史（やまぎわさだふみ） （1959年3月5日）	1982年10月　日本国有鉄道（現東日本旅客鉄道株式会社）入社 2000年10月　同社東京支社総務部担当部長 2001年４月　同社大宮支社営業部長 2012年６月　同社厚生部長 2015年３月　株式会社錦糸町ステーションビル代表取締役社長 2018年６月　ジェイアール東日本フードビジネス株式会社（現株式会社ＪＲ東日本フーズ）代表取締役社長 2020年４月　株式会社ＪＲ東日本フーズ代表取締役副社長（現任）	－株

〈訂正後〉

氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
［社外監査役候補者］ 山際貞史（やまぎわさだふみ） （1959年3月5日）	1982年10月　日本国有鉄道（現東日本旅客鉄道株式会社）入社 2000年10月　同社東京支社総務部担当部長 2001年４月　同社大宮支社営業部長 2012年６月　同社厚生部長 2014年６月　株式会社錦糸町ステーションビル代表取締役社長 2018年６月　ジェイアール東日本フードビジネス株式会社（現株式会社ＪＲ東日本フーズ）代表取締役社長 2020年４月　株式会社ＪＲ東日本フーズ代表取締役副社長（現任）	－株

以　上